



日本・スイス経済連携協定の概要



「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」の意義

- －我が国にとって、欧州の国との間の初の協定。経済分野における両国の一層の関係強化に寄与。
- －日スイス両国の関税の撤廃・削減による市場アクセスの改善。
- －原産地証明制度について、従来の第三者証明制度に加え、我が国のEPAでは初めて認定輸出者による自己証明制度を導入。
- －サービス貿易、投資及び知的財産分野においても高いレベルの成果。また、我が国のEPAでは初めて電子商取引章を設置。

物品貿易

往復貿易額の99%以上を占める物品の関税を発効10年以内に撤廃

スイス市場へのアクセスの改善
(日本からの輸入額の約99%が無税)

- 鉱工業品: すべての品目につき即時関税撤廃
- 農林水産品: 清酒、盆栽、長いも、メロン、干し柿、味噌等について即時関税撤廃

日本市場へのアクセスの改善
(スイスからの輸入額の約99%が無税)

- 鉱工業品: ほぼすべての品目につき即時関税撤廃
- 農林水産品:
 - ・インスタントコーヒー、アロマオイル、食品添加物(ペクチン)等: 即時関税撤廃
 - ・一部のスイス特産のナチュラルチーズ、チョコレート等: 関税割当
 - ・ワイン: 段階的関税撤廃

交渉の経緯

2005年4月
政府間共同研究会の開始を決定
(首脳会談)

2005年10月～06年11月
共同研究会を5回開催

2007年1月
交渉開始を決定
(首脳電話会談)

2007年5月～08年6月
7回の交渉会合

2008年9月
第8回会合の結果を受け大筋合意

2009年2月
署名

日スイス間の貿易構造

